

# お知らせ

## 2月は 児童手当の支給月です

今回支給される手当は平成21年10月分から平成22年1月分です。

### 支給額

3歳未満の児童 一律10,000円(月額)

3歳以上の児童

第1子 5,000円(月額)

第2子 5,000円(月額)

第3子以降 10,000円(月額)

現在、小学校修了前の児童を養育している方で児童手当をまだ認定請求していない方は、早急に手続きをしてください。認定請求をした翌月から手当の支給が開始されます。ただし、養育者の加入する年金制度により、右表のとおり所得制限があります。

公務員の方は勤務先が請求場所になります。

## 平成21年度 児童手当所得制限限度額

扶養親族数、所得額ともに平成20年分で判定します。

控除対象配偶者および扶養親族数	国民年金の方	厚生年金などの方
0人	460万円	532万円
1人	498万円	570万円
2人	536万円	608万円
3人	574万円	646万円
4人	612万円	684万円
5人	650万円	722万円

平成20年分源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」欄または、平成20年分所得税確定申告書の「所得金額の合計」欄の額から下の金額を差し引いた額が上表の額未満であれば手当が支給されます。

一律控除8万円(すべての方が対象です) 障害者控除27万円、特別障害者控除40万円、寡婦(夫)控除27万円、特別寡婦(夫)控除35万円、勤労学生控除27万円、その他確定申告時に控除を受けた医療費控除、雑損控除、小規模企業共済掛金控除の額

児童手当の制度改正があった場合は、内容が改正される場合があります。

問い合わせ先 住民福祉課 ☎(48)1111(内226)



人権擁護委員に  
松田洋次さん

松田洋次さんが一月一日付けで法務省から人権擁護委員に委嘱されました。

人権擁護委員は、国民の基本的人権が侵犯されることがないように、全国の市町村に配置され、いつでも皆さんからの意見や相談を受け付けています。

連絡先 阿久比町大字宮津字山田208 ☎(49)0054

## 農地を適正に管理しましょう あなたの農地が狙われています



最近、農地造成と称して、耕土の下に産業廃棄物が埋め立てられる事例が多く発生していますので、悪質業者からの甘い話に乗らないよう注意してください。

埋め立てられた廃棄物は、自然環境を損なうだけでなく、将来にわたって悪臭や地下水汚染などを発生させ、健康や生活にも悪影響を及ぼします。

もし、あなたの農地に埋め立てられた場合、農地所有者として責任(原状回復等)を負うこともあります。

問い合わせ先

愛知県知多農林水産事務所農政課

☎(21)8111

産業課農政係(農業委員会)

☎(48)1111(内227・235)